

令和3年第2回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和3年2月22日)

召集年月日 令和3年2月22日（月）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和3年2月22日 午後3時00分

閉会 令和3年2月22日 午後3時55分

出席委員（13名）

2番	渡邊典子	3番	松尾 豊	4番	桑田一広
5番	塩野鐘吉	6番	菅原節夫	7番	松宮重信（職務代理）
8番	古池洋子	9番	岩崎誠一	10番	早川和夫（会長）
11番	谷口浅雄	12番	細川正博	13番	瀧下光生
14番	田中久博				

欠席委員（1名）

1番 松井厚雄

出席事務局

局長	奥 治房	次長	小西 守	書記	藤原昭洋
					早川与志樹
					谷口有利子

提出議案

議案第6号	大飯農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について
議案第9号	令和2年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定について
報告第2号	事業計画（転用許可不要案件）について

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和3年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番 松井委員の1名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案及び報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和3年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、11番 谷口委員さんと14番 田中委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第6号 大飯農業振興地域整備計画の変更について を議題といたします。

本件は、おおい町長から意見を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願い

します。

局 長

はい、議長

議案第6号は、〇〇の〇〇〇〇氏が共同住宅用の駐車場及び進入路として農地を使用するにあたり、当該農地が農用地のため、大飯農業振興地域整備計画の変更を行うものです。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第6号資料説明)

本件は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が共同住宅用駐車場と進入路を当該農地の南西の町道側に整備するため、共同住宅を建設する宅地と町道の間にある農地を使用するための申請です。

当該農地は、資料5ページのとおり、農地としては細長い形状になっており、土地改良事業の換地処分により造成された農地でございます。

申請地は大飯農業振興地域整備計画において農振農用地に指定されており、先に農振農用地の除外が認められた上で農地転用の申請が可能となります。

当該農地は、この除外が認められますと、第1種農地となり、第1種農地の許可基準である、「申請に係る農地を隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められる、当該農地の面積が全体面積の3分の1を超えないもの」という条件を満たすこととなります。よって、農用地からの除外を行うものでございます。

なお、県との協議により、農用地からの除外手続きが完了しますと、駐車場及び進入路整備の転用申請を提出していただくこととなります。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員

はい、議長。

こちらは18日に古池委員と現地を確認いたしました。

当該農地は事務局説明のとおり宅地と町道に挟まれてお

り、農用地からの除外による周辺農地への影響はないもの
と思われます。また、農地の形状や周辺の状況を鑑みても
営農ができる状況とは言い難く、農用地区域からの除外は
やむを得ないものと判断いたします

議 長 ご報告ありがとうございました。
たゞいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第6号 大飯
農業振興地域整備計画の変更については、特段の意見なし
として回答することといたします。

[日程 3・日程 4]

議 長 日程3 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条
第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議
題とします。

この案件は、日程4 議案第8号 農地中間管理事業の
推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見
を求められたものでありまして、2議案を一括審議といた
します。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長

議案第7号のうち1筆は個人間の利用権設定、124筆
は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するもの
であります。

議案第8号は、農地中間管理機構から受け手となる各農
業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見
を求められているものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長
(議案朗読)

今回の設定のうち、個人間の1筆は令和3年3月1日から令和8年3月31日までの5年間の設定でございます。

福井県農地中間機構が借受ける筆については、令和3年3月31日から令和13年3月31日までの10年間の設定となっております。

また、全ての筆について設定状況が新規となっておりますが、これは借受人が中間管理機構になるため、設定上は「新規」となりますが、中には機構を通さず個人間でこれまでも利用権設定を行っていた筆もございます。そのため、実質は「再設定」となるものも含まれております。

この利用権設定につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能など、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

細川委員

はい、議長。

本案につきましても18日に古池委員と確認いたしました。

いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

それでは、議案第7号、第8号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第7号 農業

経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については町へ同意することとし、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。

[日程5]

議長 日程5 議案第9号 令和2年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定について を議題とします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
この農業委員会だよりは例年3月に農業委員会から発行している冊子でございます。今年度も来月3月中に発行し、区長文書にて全戸配布する予定でございます。
昨年11月までに委員各位から出していただきました記事のアイデアを基に昨年12月の農政、農振、改良専門委員会において、掲載内容を決定し、この第2回農業委員会前に開催したさきほどの専門委員会にて原稿を最終確認したものでございます。
専門委員会にて審議されました掲載記事の内容等は書記に報告させます。

谷口書記 はい、議長
それでは、お手元の資料をご覧ください。
参考に昨年発行の農業委員会だよりを配布させていただいておりますが、構成は変わらず、表紙及び裏表紙がカラーで他はモノクロページ、表紙・裏表紙合わせて8ページの構成になっております。
内容について説明いたします。
1ページの表紙は、4、5ページに記載の道の駅の記事に関する写真とさせていただきました。なお、道の駅名田庄の写真につきましては、別添の写真に差し替える予定となっております。また、先ほどの農政、農振、改良委員会にて、表紙の写真がどの道の駅のものかわかるよう記載する、道の駅のシンボルマークの使用許可について確認する、6ページのコスモスの写真を表紙に移動し、許可を取り撮影場所を記載することとされました。
2ページについては、転用等に関する農地法の案内とな

っており、昨年の農業委員会だよりの3ページと同じ内容でございます。

3ページについては、空き家に付属した農地の下限面積引き下げに係る制度の紹介です。こちら昨年の農業委員会だよりの4ページと同じ内容でございますが、農政委員会での協議により、今年度初めてこの制度による農地の取得があったということで、今年度の実績を掲載することといたしました。

4、5ページにつきましては、掲載内容を農政委員会で検討し、町内の2か所の道の駅の現在の様子、販売所の野菜の出荷のためのハウス整備助成金及び名田庄久坂の新佐横の食肉加工処理施設の紹介ページに決定されました。

6ページにつきましては、農地パトロール、農地の管理、遊休農地の植栽による景観形成の取組の紹介ページとしております。農地の管理と景観形成の取組については、昨年委員の皆様から募集しました掲載記事の案を採用させていただきました。また、農政委員会において一番下のコスモスの写真を表紙に移動させ、景観形成作物の町の助成事業を紹介することとされました。

7ページは昨年の農業委員会だよりと同じく委員及び推進委員の紹介ページとなっております。

8ページの裏表紙につきましては、内容は昨年分と変わっておりませんが、令和2年の活動報告は空欄になっておりますが、現在集計中ですので、集計結果を掲載いたします。また、編集後記は農政委員長松尾委員にお願いしております。

以上が掲載内容として農政委員会にて審議された内容でございます。また、さきほどの委員会で修正が出た分につきましては朱書きで訂正させていただいております。

議長 　　ただ今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

細川委員 　　6ページの「令和2年耕作放棄地数」について数年前からの増減を記載するとよいのでは。

古池委員 　　農地パトロールでB判断された農地も掲載すべきではないか。

局長 B判断された農地は農地への回復が見込めない土地という判断であるため、耕作できる状態へ戻すことができる農地というカウントをしていません。ただ、数年前からの増減は掲載したほうが良い、という意見はさきほどの農政委員会でも出た意見でございます。

議長 表の形より、「調査結果で耕作放棄地と判断した農地は222筆で1,471.0aでした」と文章で記載してはどうか。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第9号 令和2年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定については、6ページの表を文章に修正することとし、その他については事務局説明のとおり専門委員会で審議された内容のとおり決定することいたします。

[日程 6]

議長 日程6 報告第2号 転用許可不要案件の事業計画について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

報告第2号は、○○○○○の申請地に○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が携帯電話の基地局の新設のため、アンテナを付けたコンクリート柱を設置するものです。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。

(議案朗読)

資料21ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条1項第8号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、転用許可不要の場合となります。具体的には、資料21ページに記載の農地法施行規則のとおりです。携帯電話のアンテナは「中継施設」にあたります。

なお、アンテナ設置工事は来月3月の初旬より約一週間の期間で行い、稼働はそれより約三週間後からとなる予定とのことです。

議 長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

細川委員 ここは農地なのか。

局 長 ○○○○○の時代に、転用許可が出ており、数年前にも転用許可が出ている土地であると証明しています。転用された後、登記が変更されていないため、農地のままとなっており、今回の事業計画が提出されたものと考えています。

議 長 他に意見がなければ、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和3年第2回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。